

平成27年度 第1回常任理事会次第

日時 平成27年11月21日(土)

場所 大江町交流ステーション

1. 開会のあいさつ

2. 会長挨拶

3. 会議成立状況報告

出席者 名(定足数16名、理事数24名×2/3以上、規約第23条)

4. 議長選出 会長が議長をつとめる(規約第22条3)

5. 議事録署名人の選出

6. 報告事項

報第1号 平成27年度(公社)日本山岳協会の役員改選について

報第2号 平成27年度 事業経過報告

報第3号 平成27年度 今後のおもな事業について

報第4号 平成29年度 全国高等学校総合体育大会(インターハイ)への協力について

7. 議 事

議第1号 平成28年度総会に提案する岳連規約の改正について

議第2号 役員の確定について

議第3号 平成28年度の国体県予選会の開催方法・開催場所・日程について

平成28年5月21日(土)～22日(日)

リード競技 山形県総合運動公園 天童市

ボルダリング競技 鷹山ウォール 米沢市

議第4号 平成28年度 総会の開催について

平成28年3月19日(土) 大江町交流ステーション

理事会 10時～ 総会 13時～

議第5号 平成28年度 県民登山の主管団体について

8. その他

平成27年度(公財)山形県体育協会功労賞受賞候補者の推薦について

9. 閉会のあいさつ

平成27年度 日本山岳協会役員名簿

役 職	氏 名
会 長	八木原 圀明
副会長・専務理事	尾形 好雄
副 会 長	國松 嘉仲
副 会 長	高橋 時夫 (岩手)
副 会 長	亀山 健太郎
常務理事	小野寺 斉
常務理事	西内 博
常務理事	仙石 富英
常務理事	森下 健七郎
常務理事	京才 昭
常務理事	水島 彰治
常務理事	瀧本 健
常務理事	中瀬 和徳
理 事	相良 忠麿
理 事	北村 憲彦
理 事	増山 茂
理 事 (北海道)	小野 倫夫
理 事 (東 北)	斉藤 喜代志 (岩手)
理 事 (関 東)	小宮山 稔
理 事 (北信越)	牧野 治生
理 事 (東 海)	亀井 正明
理 事 (近 畿)	伊藤 克己
理 事 (中 国)	大西 一俊
理 事 (四 国)	峯本 典寛
理 事 (九 州)	下田 泰義
監 事 (山 梨)	内藤 順造
監 事 (岡 山)	岡本 忠良
監 事 (税理士)	中畠 正喜

平成27年度 事業報告

日 付	事 業 名	場 所	担当部署/出席者
27.03.28	クライミングウォール点検	県総合運動公園	競技部
27.04.05	事務局引継ぎ	酒田市八幡タウンセンター	事務局
〃	日本山岳協会 競技部総会	岸記念体育会館	斎藤競技部長
27.04.10	山形県予選会 予算書提出	山形県体育協会	事務局長
27.04.17	競技スポーツ強化費補助金交付申請	県スポーツ保健課	事務局長
27.04.21	競技スポーツ強化 第1回コーチングスタッフ会議	県総合運動公園	斎藤競技部長
〃	山形県予選会 実施要項・参加申込書の提出	山形県体育協会	斎藤競技部長
27.04.27	第1回 事務局会議	酒田市	事務局
27.05.03	H27年度 役員名簿・加盟団体人数報告	日本山岳協会	事務局長
27.05.08	山形県予選会実行委員会総会 及、競技団体・大会事務局合同会議	県スポーツ会館	青木理事長 事務局長
27.05.08~10	春期地区高校総体	各地区毎開催	高体連登山専門部
27.05.15	山形県予選会・開催地市町諸手続	米沢市	稲泉会長 事務局長
27.05.15	〃	飯豊町	稲泉会長 事務局長
27.05.16~17	東北六県山岳連盟(協会)連絡協議会	南陽市 むつみ荘	会長・副会長 理事長・清野顧問
27.05.19	平成27年度朝日連峰保全協議会	西川町	登山部(自然保護)
27.05.27	第2回 事務局会議	鶴岡市	事務局
27.05.30	朝日自然塾	小国町白布平	登山部(自然保護)
27.05.30~31	登山部 春期研修会(指導員義務研修会)、及 春山合同訓練(日山協山岳共済会補助事業)	小国町 天狗平ロッジ	登山部(指導員会)
27.05.31	日本山岳協会定時総会	岸記念体育会館	稲泉会長
27.06.01	全国高等学校登山大会 平成29年南東北大会 山形県実行委員会	山形県庁	伊藤副理事長
27.06.03	朝日山地森林生態系保護地域管理委員会	山形県自治会館	稲泉会長
27.06.05~07	山形県高校総体	山形神室	高体連登山専門部
27.06.09	第3回 事務局会議	鶴岡市	事務局
27.06.13~14	日山協 指導委員総会・研修会	東京晴海海員会館	菅野登山部長
27.06.13~14	日山協 国際委員会総会・ 海外登山遭難対策研究会研修会	国立オリンピック記念青少年総合センター	登山部(海外登山)
27.06.15	平成27年度山形県体育協会 定時評議員会	県スポーツ会館	佐々木副会長
27.06.19~21	平成27年度高校インターハイ東北総体	福島県 安部	高体連登山専門部
27.06.20	朝日山地森林生態系保護地域巡視員会議(春季)	朝日中央コミュニティセンター	登山部(自然保護)
27.06.20~21	東北総合体育大会山岳競技審判会議	盛岡市	競技部 高橋 実副会長

日 付	事 業 名	場 所	担当部署/出席者
27.06.20~21	山岳競技 山形県予選会	米沢市、飯豊町	競技部
27.06.25~27	山形県高等学校 登山指導者講習会	置賜地区	高体連登山専門部
27.06.27	朝日自然塾	大井沢・カッチャバ湿原	登山部(自然保護)
27.06.27	ドリームキッズ	県総合運動公園	競技部
27.06.27~28	日山協 遭難対策委員会総会・研修会	関西大学高槻キャンパス	登山部(遭難対策)
27.07.02	平成27年度 全国山岳遭難対策協議会	文部科学省 3階講堂	登山部(遭難対策) 阿曾清浩副会長
27.07.03~04	平成27年 スポーツクライミング主任検定員養成講習会	神戸市 神戸登山研修所	競技部
27.07.03~05	平成27年 山岳上級指導員 (スポーツクライミング)養成講習会	〃	登山部(指導員会)
27.07.04~05	飯豊連峰山開き	天狗平	登山部
27.07.10~11	平成27年 スポーツクライミング主任検定員養成講習会	東京都昭和市 昭和市総合スポーツセンター	競技部
27.07.10~12	平成27年 山岳上級指導員 (スポーツクライミング)養成講習会	〃	登山部(指導員会)
27.07.11	朝日自然塾	鶴岡市大鳥	登山部(自然保護)
27.07.13	山形県山岳遭難対策協議会 理事会・総会	山形県庁講堂	伊藤副理事長
27.07.17	朝日自然塾	鶴岡市大鳥	登山部(自然保護)
27.07.24~26	東北総合体育大会 山岳競技	盛岡市	競技部
27.08.07~11	第59回全国高等学校登山大会	滋賀県・高島トレイルほか	高体連登山専門部
27.08.08~09	平成27年度山岳指導員 (スポーツクライミング)養成講習会	秋田市 秋田県スポーツ科学センター	登山部(指導員会)
27.08.14~16	第18回ジュニアオリンピックカップ大会	富山県南砺市 桜ヶ池クライミングセンター	競技部
27.08.16~19	ジュニア登山教室 in 立山2015	富山県立山町 国立立山青少年自然の家	普及部
27.08.17~19	平成27年度ルートセッター研修会	富山県南砺市 桜ヶ池クライミングセンター	競技部
27.08.22~23	平成27年度山岳指導員 (スポーツクライミング)養成講習会	秋田市 秋田県スポーツ科学センター	登山部(指導員会)
27.08.25	第4回 事務局会議	鶴岡市	事務局
27.08.29~30	朝日連峰保全協議会 合同保全作業	朝日連峰 銀玉水上部	登山部(自然保護)
27.09.09	競技部 事務局合同会議	上山市鶴脛町	競技部・事務局
27.09.10~13	平成27年度日本体育協会指導者対象 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会	大阪市 舞州障がい者 スポーツセンター	登山部(指導員会)
27.09.11~13	H27 山岳レスキュー講習会(無積雪期・東部地区)	富山県 国立登山研修所	登山部(遭難対策)
〃	H27 中高年安全登山指導者講習会(東部地区)	東京都八王子市 高尾の森わくわくビレッジ	登山部(指導員会)
〃	山形県高等学校体育連盟 秋季総体	各地区毎開催	高体連登山専門部
27.09.15	国体結団式	山形テルサ	競技部

[illegible]

収入の部

単位 円

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1. 加盟団体年会費	442,000	283,000	△ 159,000	加盟団体・個人会員
2. 指導員年会費	152,000	96,000	△ 56,000	
3. 補助金	900,000	1,016,380	116,380	県予選会補助金 156,080 東北総体補助金 (出場選手・監督) 400,080 わかやま国体補助金 " 260,220 競技スポーツ強化費補助金(基礎強化) 80,000 " (国体候補選手強化事業) 120,000
4. 交付金	100,000	100,000	0	米沢市 県予選会 50,000 日本山岳協会 春山合同訓練 50,000
5. 還付金	57,213	66,910	9,697	日山協還付金
6. 参加負担金	35,000	47,500	12,500	県予選会参加料
7. 登録更新料	27,000	21,000	△ 6,000	日山協 選手登録料 9人 16,000 C級審判員 " @3,000× 競技運営員 " @2,000× セッター " @5,000×1 5,000 自然保護指導員 " @2,000×
8. 入会金	0	0	0	
9. その他事業	0	0	0	
10. 雑収入	46	1,011	965	東北六県協残金 995、預金利子 16
11. 過年度収入	0	0	0	
12. 前年度繰越金	101,550	101,550	0	
合 計	1,814,809	1,733,351	△ 81,458	

支出の部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1. 国体関係費	1,010,000	1,082,746	72,746	県予選会運営費 259,064 東北総体費用 410,231 わかやま国体費用 278,941 国体候補選手強化事業 134,510
2. 委員会活動費	214,000	0	△ 214,000	
1. 指導委員会	30,000	0	△ 30,000	日山協指導委員会総会
2. 遭難対策委員	30,000	0	△ 30,000	日山協遭対委員会総会
3. 自然保護委員	30,000	0	△ 30,000	日山協自然保護委員会総会
4. 海外委員会	30,000	0	△ 30,000	
5. 競技部	30,000	0	△ 30,000	日山協競技委員会総会
6. 普及部	64,000	0	△ 64,000	高体連 育成費
3. 負担金	313,400	299,900	△ 13,500	日山協年会費 162,000 県体育協会負担金 90,000 県予選会参加料 21,500 東北総体参加料 20,400 国 体 参加料 6,000
4. 登録更新料	27,000	21,000	△ 6,000	日山協 選手登録料、外
5. 事務費	193,000	45,739	△ 147,261	
1. 需要費	45,000	2,428	△ 42,572	事務用品・トナー・A4用紙・角2封筒印刷代
2. 会議費	58,000	16,614	△ 41,386	総会、理事会、事務局会
3. 通信費	25,000	24,697	△ 303	郵送料
4. 旅 費	65,000	2,000	△ 63,000	日山協・東北ブロック会議、旅費
6. その他事業	0	0	0	
7. 雑 費	30,000	2,203	△ 27,797	
8. 予備費	27,409	0	△ 27,409	
9. 次年度繰越金	-	281,763	281,763	
合 計	1,814,809	1,733,351	△ 81,458	

日 付	事 業 名	場 所	担当部署/出席者
27.11.28~29	東北ブロック会議・日山協ブロック別研修会	岩手県 青森県	会長・副会長、外
27.12.03	競技団体ヒアリング	県スポーツ会館	理事長・競技部長
27.12.23~24	全国高等学校選抜クライミング大会	加須市	高体連登山専門部
28.01.08	山形県体育協会 理事会・評議員会	県スポーツ会館	副会長
28.01.16	日山協 新春懇談会	アルカディア市ヶ谷	会長
28.02.13	平成27年度ジュニア・普及情報交換会	国立オリンピック記念 青少年総合センター	理事長
28.02.14	日本山岳協会 代表者会議	TKP渋谷 カンファレンスセンター	理事長
28.02.27~28	登山部 冬季研修会（指導員義務研修）	未定	登山部（指導員会）
28.03.	平成28年度 総会	未定	常任理事・評議員
28.03.	山形県体育協会 第2回評議員会	県スポーツ会館	副会長
28.03.	平成28年度競技スポーツ強化事務担当者会議	県スポーツ会館	事務局

報第4号

平成29年度 全国高等学校総合体育大会 第61回全国高等学校登山大会（山形大会）コース案

1. 期 日 平成29年7月30日（日）～8月3日（木）
2. 日 程 7月28日・29日 受付・諸会議
7月30日 開会式
7月31日～8月2日 登山行動
8月3日 閉会式
3. 開催山城 蔵王山系（山形市）・月山（西川町）

4. コース案

		A隊（団体男子）	B隊（団体女子）
第1日目	開会式	蔵王体育館	
	宿泊地	弓張平オートキャンプ場	
第2日目		月山コース	月山コース
	コース	幕営地＝姥沢駐車場－牛首分岐－ 月山山頂－金姥－装束場－志津駐車場 ＝蔵王温泉	幕営地＝姥沢駐車場…リフト下駅＝ 上駅…姥ガ岳…牛首分岐…月山山頂… 金姥…装束場…志津駐車場＝蔵王温泉
	宿泊地	蔵王総合グラウンド幕営地	
第3日目		瀧山コース	瀧山コース
	コース	幕営地－瀧山－ドッコ沼－うつぼ沼 －パラダイス十字路－祓川コース－ 中森グレンデー幕営地	幕営地－瀧山－ドッコ沼－うつぼ沼 －パラダイス十字路－祓川コース－ 中森グレンデー幕営地
	宿泊地	蔵王総合グラウンド幕営地	
第4日目		熊野岳コース	熊野岳コース
	コース	幕営地－祓川コース－ワサ小屋跡－ 熊野岳－中丸山－ライザワールド＝ 蔵王温泉	幕営地－祓川コース－ワサ小屋跡－ 熊野岳－中丸山－ライザワールド＝ 蔵王温泉
	宿泊地	蔵王温泉（宿舎）	
第4日目 代替 コース （未定）		地藏岳コース	地藏岳コース
	コース	幕営地－祓川コース－ワサ小屋跡－ 地藏岳－パラダイス十字路－鳥兜山 ＝中央ロープウェイ蔵王温泉	幕営地－祓川コース－ワサ小屋跡－ 地藏岳－パラダイス十字路－鳥兜山 ＝中央ロープウェイ蔵王温泉
	宿泊地	蔵王温泉（宿舎）	
第5日目	閉会式	蔵王体育館	

凡 例 ＝バス輸送またはリフト ーメインザック行動 …サブザック行動

蔵王山の火山活動が活発化する恐れもあります。その場合は熊野岳コースを縮小し、地藏岳コースその他のコースに変更することも考慮しています。

別紙

競技役員の任務の概要

1. コース支援

A隊（男子隊） 3名程度（7月30日～8月3日 5日間）

B隊（女子隊） 3名程度（7月30日～8月3日 5日間）

隊長・副隊長・班などに付き、選手と登山行動を行い、コースの安全を確保する。チーム行動時にはポイント役員として、選手の安全な通過に協力し、着順・計時作業などのサポートを行う。必要な支援物品を運搬する。その他の業務を行う。

2. 総務・設営 7名程度（7月30日～8月3日 5日間）

幕営地の運営を行う。救護・トイレや炊事場の管理・引継式の運営・サンプリング・その他の業務を行う。

3. 総務・審査対応 3名程度（7月30日～8月3日 5日間）

審査員の補助などを行う。

その他

- ・上記内容は現時点のものであり、今後の専門部の検討によっては要請内容に変更が生じることもあります。
- ・大会期間（7月30日～8月3日）のほかに、当該年5月～7月に1～2回程度の事前準備のための集まりがあります。

議第1号 山形県山岳連盟規約の改定について

提案理由

- 1) 常任理事は現在総会で選出されることになっており、常任理事の補充等が必要になった場合、臨時総会を開催しなければならない。現実的に無理があるため。→ (13条改訂)
- 2) 常任理事会を総会に次ぐ議決機関として位置付ける。また、緊急性を要し、会長が必要と認めた場合、書面をもって常任理事会とすることができるようにするため。→ (19条、24条改訂)

山形県山岳連盟規約 (改定案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、山形県山岳連盟（以下「本連盟」という）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は事務局担当地区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、加盟会員の連携を深め登山技術の研鑽と自然保護の精神の昂揚を図り、健全な登山の発展とあわせて県民の社会体育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全登山の普及啓発、及び技術の研究指導。
- (2) 登山活動における自然保護の啓蒙と普及。
- (3) 山岳競技の普及と推進。
- (4) 山岳遭難の予防と対策の推進。
- (5) 山岳指導者の育成。
- (6) 登山に関する刊行物及び映像等の制作。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 山形県内に事務所を置く山岳団体で本連盟の規約に賛同する団体（以下「団体会員」という）
- (2) 団体会員（本連盟に加盟する山岳団体）に所属しない者で本連盟の規約に賛同する者（以下「個人会員」という）。
- (3) 本連盟の規約に賛同する法人、団体又は個人（以下「賛助会員」という）。

(入会)

第6条 本連盟に入会する手続きは次のとおりとする。

- (1) 団体会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 個人会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の推薦を受け常任理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本連盟の入会金は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 10,000円
- (2) 個人会員 1,000円

(年会費)

第8条 本連盟の年会費は次のとおりとする。

- (1) 団体会員
 - ① 会員が51名以上 37,000円
 - ② 会員が41名以上50名まで 32,000円
 - ③ 会員が31名以上40名まで 27,000円
 - ④ 会員が21名以上30名まで 22,000円
 - ⑤ 20名まで 17,000円
 - ⑥ 高体連登山部1校 8,000円
- (2) 個人会員 3,000円
- (3) 賛助会員 10,000円

2 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出し常任理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当するときは、常任理事会の議決を得て除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ又は目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (1名は高体連登山部長を以って充てる)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 本連盟の役員を選出は次による。

2 会長、副会長、理事長、副理事長、~~常任理事~~、事務局長、及び監事は総会で選出する。

3 ~~常任理事は、飽海・田川・最北・村山・置賜の各地区から選出し、登山部・競技部・普及部のいずれかに所属する。また、会長が必要と認めた場合、常任理事に委嘱することができる。~~

4 監事は、事務局担当以外の地区から選出する。

(役員の仕事)

第14条 会長は、本連盟を代表し会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事長は、業務を統括する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職を代理する。

5 常任理事は、この規約に定めるほか総会において議決された業務の企画運営を執行する。

6 事務局長は、本連盟の事務局を掌握する。

7 監事は、本連盟の経理を監査する。

(役員の仕事)

第15条 本連盟の役員の仕事は2年とし再任をさまたげない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員の仕事)

第16条 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の議決をもって会長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(2) 健康上の理由、その他常任理事会で特に必要と認めたとき。

(顧問)

第17条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(専門部)

第18条 本連盟に事業執行上、常任理事会の補助機関として専門部を置く。

2 専門部は、『登山部』・『競技部』・『普及部』とする。

3 登山部は、指導委員会・自然保護・海外登山・遭難対策を所管する。

- 4 競技部は、クライミング大会の主宰・競技選手の育成・競技役員の育成を所管する。
- 5 普及部は、高校山岳部・ジュニア育成を所管する。
- 6 各部に部長、副部長を置き常任理事が分担する。
- 7 部長・副部長は、理事長が推薦し会長が委嘱する。

8 各部に事業執行に携わる専門部員を置くことができる。

9 専門部員は部長が委嘱する。

(特別委員会) (常任理事会)

第19条 ~~本連盟に事業執行上、常任理事会の議決を経て特別委員会を置くことができる。~~

~~常任理事会は、会長が必要と認めた場合に召集し、総会に次ぐ議決機関とする。~~

(事務局)

第20条 本連盟に事務局を置く。事務局は1997年以降、原則6年ごとに庄内、~~村山、置賜の~~^{最上、}順序で移動設置する。~~庄内地区は鶴岡・田川・酒田・飽海、村山地区は最上・村山、置賜地区~~は置賜を指す。

- 2 事務局は、一般事務、広報、関係機関団体との調整等を所管する。
- 3 事務局員は会長が委嘱する。

第5章 会 議

(常任理事会の構成)

第21条 常任理事会は、本連盟の事業の企画運営機関とし、規約第12条第1項から第6項までの者で構成する。

(常任理事会の招集)

第22条 ~~常任理事会は、会長が必要と認めた時に招集する。但し、~~常任理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し常任理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があったときから14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

- 2 常任理事会を招集するには、各常任理事に対し会議に付議すべき事項、日時、及び場所を示して通知しなければならない。
- 3 常任理事会の議長は会長とする。

(常任理事会の定足数)

第23条 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の常任理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。(委任状処理)

- 2 常任理事会の議決は、この規約の別段の定めのある場合を除くほか、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会の書面決議)

第24条 常任理事会は、緊急を要する場合等、会長が止むを得ないと判断した場合、書面により決議することができる。

(議事録)

第25条 常任理事会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

(総会の構成)

第 26 条 総会は、本連盟の最高意思決定機関とし評議員をもって構成する。

(評議員)

第 27 条 本連盟に評議員を置く。

2 評議員の数は次による。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 規約第 5 条第 1 項の会員が 20 名未満のとき | 1 名 |
| (2) 規約第 5 条第 1 項の会員が 20 名以上 50 名未満のとき | 2 名 |
| (3) 規約第 5 条第 1 項の会員が 50 名以上のとき | 3 名 |
| (4) 山形県高等学校体育連盟登山部は前各号に関係なく | 5 名 |

(総会の招集)

第 28 条 通常総会は、毎年 3 月に会長が召集する。

2 臨時総会は、常任理事会が必要と認めるとき会長が召集する。

3 前項のほか評議員数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があつた日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。総会の招集は、その会議の付議すべき事項、日時、および場所を示して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 29 条 総会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 30 条 総会は、この規約の定めるほか次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改廃に関する事項。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (4) その他常任理事会で必要と認めたもの。

(総会の定足数)

第 31 条 総会は、評議員の現在数 2 分の 1 以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、当該事項につき書面を以ってあらかじめ意思を表した者、評議員が所属する山岳団体の他の者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 総会の議事は、この規約の別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 32 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、文書等をもって公開する。

(議事録)

第 33 条 総会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

第 6 章 (会 計)

(経費)

第 34 条 本連盟の経費は次のとおりとする。

- (1) 入会金、会費、寄付金、及びその他の収入。

(会計年度)

第 35 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 (雑 則)

(書類及び帳簿の設置)

第 36 条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 議事録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
- (6) 会務日誌
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項 1 号から 4 号までの書類は永年、同 5 号の書類は 10 年以上、同 6 号、7 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

附 則

1. この規約は昭和 57 年 3 月 14 日より施行する。
2. 昭和 36 年 11 月 5 日施行の規約は廃止する。
3. この規約は、昭和 57 年 6 月 13 日より施行する。
4. この規約は、平成 元年 4 月 16 日より施行する。
5. この規約は、平成 3 年 4 月 14 日より施行する。
6. この規約は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
7. この規約は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
8. この規約は、平成 9 年 5 月 18 日より施行する。
9. この規約は、平成 10 年 4 月 19 日より施行する。
10. この規約は、平成 15 年 4 月 20 日より施行する。
11. この規約は、平成 18 年 4 月 16 日より施行する。
12. この規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
13. この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
14. この規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
15. この規約は、平成 27 年 1-1 月 日より施行する。

28 3

議第2号

(平成27年度)山形県山岳連盟役員名簿

役 職	氏 名	所 属	担 当	連 絡 先
顧問	船越 重幸	鶴岡山岳会		0234-33-4217
	生亀 知侑	高体連登山部		023-631-7420
	大滝 潤二	べにばな霞城山の会		023-624-3892
	清野 孝	川西山の会		0238-72-2444
	常世 寛	鶴岡山岳会		0235-22-2300
会長	稲泉 眞彦	鶴岡山岳会		0235-22-5606
副会長	高橋 実	鶴岡山岳会		0234-92-3205
	佐々木 義博	南陽山の会		0238-47-2253
	阿曾 清浩	八幡山岳会		0234-28-8559
	齋藤 淳一	べにばな霞城山の会		023-645-7906
	吉田 敏明	高体連・山形西高校		023-641-3504
理事長	青木 健一	岳人長井		0238-88-4754
副理事長	伊藤 吉樹	鶴岡山岳会		0235-24-8406
	難波 賢一	鶴岡山岳会		0235-53-3329
	井上 邦彦	小国山岳会		0238-62-5411
登山部長	菅野 享一	小国山岳会	指導員会	0238-62-3076
登山部副部長	阿曾 清浩	八幡山岳会	遭難対策(兼務)	0234-28-8559
	高取 和彦	大江山岳会	自然保護	0237-67-7203
	齋藤 淳一	べにばな霞城山の会	海外登山(兼務)	023-645-7906
登山部部員	清野 忠昭	東根山岳会	遭難対策	0237-44-2016
	高橋 忠一	長井山岳会	自然保護	0238-85-3313
	菅埜 清一	尾花沢山の会	自然保護	0237-22-2072
	飯野 洋一	寒河江山岳会	海外登山	0237-86-8936
	吉田 岳	小国山岳会	指導員会	0238-65-2066
	神尾 博之	高体連・山形工業高校	高校山岳部	023-622-4934
競技部長	齋藤 昌之	アクションパーク米沢	大会運営	023-672-3651
競技部副部長	本田 達	アクションパーク米沢	選手育成	0238-24-7348
競技部部員	折笠 秀彰	アクションパーク米沢		090-4479-8146
	小林 靖	アクションパーク米沢		0238-47-5780
	金子 豊	高体連・米沢工業高校	高校山岳部	0238-28-7050
普及部長	高梨 直英	高体連・山形工業高校	高校山岳部	023-622-4934
普及部副部長	矢萩 剛	高体連・楯岡高校	ジュニア育成	0237-55-2331
普及部部員	近野 匡生	高体連・酒田東高校	高校山岳部	0234-22-0456
	本間 浩	高体連・鶴岡北高校	高校山岳部	0235-25-4752
監事	平田 健治	小国山岳会		0238-43-5078
	飯沢 実	岳人長井		080-5566-5438
事務局長	池田 久浩	八幡山岳会	事務・外郭団体	0234-64-4495
事務局員	綱淵 芳幸	八幡山岳会	会計	0234-34-5353
	田辺 孝一	鶴岡山岳会		0235-23-4870
	伊藤 宏明	鶴岡山岳会		0235-24-5851
	村田 盛治	鶴岡山岳会		0235-33-0575
	今井 浩一	鶴岡山岳会		0235-25-0681
	佐藤 ひろ子	八幡山岳会	庶務	0234-64-3139

県民登山

平成27年9月30日

回次	開催年月	主管山岳会	開催場所	参加者
第1回	平成12年8月	鶴岡山岳会	月山	180
第2回	平成13年10月	米沢山の会	吾妻連峰	30
第3回	平成14年9月	大江山岳会	大朝日岳	30
第4回	平成15年	中止	-	-
第5回	平成16年	中止	-	-
第6回	平成17年10月	東根山岳会・尾花沢山の会	黒伏山	不明
第7回	平成18年9月	八幡山岳会	鳥海山	50
第8回	平成19年9月	長井山岳会・岳人長井	祝瓶山	60
第9回	平成20年9月	寒河江山岳会・大江山岳会	大朝日岳	不明
第10回	平成21年10月	鶴岡山岳会	大鳥池・以東岳	47
第11回	平成22年7月	南陽山の会	立山連峰	56
第12回	平成23年9月	べにばな霞城山の会	北蔵王	36
第13回	平成24年9月	小国山岳会	門内岳・倉手山	39
第14回	平成25年	中止	-	-
第15回	平成26年9月	東根山岳会	御所山	50
第16回	平成27年9月	鶴岡山岳会	六十里越え	22
17回				

ローテーション: 庄内 ⇒ 置賜 ⇒ 村山 ⇒ 最北

加盟団体	開催回次		
鶴岡山岳会	1	10	16
米沢山の会	2	-	-
大江山岳会	3	9	
東根山岳会	6	15	
尾花沢山の会	6		
八幡山岳会	7		
長井山岳会	8		
岳人長井	8		
寒河江山岳会	9		
南陽山の会	11		
べにばな霞城山の会	12		
小国山岳会	13		
山形山岳会指導部会			
山と雪の会			
川西山の会			
アクションパーク米沢			

山形県山岳連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、山形県山岳連盟（以下「本連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は事務局担当地区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、加盟会員の連携を深め登山技術の研鑽と自然保護の精神の昂揚を図り、健全な登山の発展とあわせて県民の社会体育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全登山の普及啓発、及び技術の研究指導。
- (2) 登山活動における自然保護の啓蒙と普及。
- (3) 山岳競技の普及と推進。
- (4) 山岳遭難の予防と対策の推進。
- (5) 山岳指導者の育成。
- (6) 登山に関する刊行物及び映像等の制作。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 山形県内に事務所を置く山岳団体で本連盟の規約に賛同する団体（以下「団体会員」という。）。
- (2) 団体会員（本連盟に加盟する山岳団体）に所属しない者で本連盟の規約に賛同する者（以下「個人会員」という。）。
- (3) 本連盟の規約に賛同する法人、団体又は個人（以下「賛助会員」という。）。

(入会)

第6条 本連盟に入会する手続きは次のとおりとする。

- (1) 団体会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 個人会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の推薦を受け常任理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本連盟の入会金は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 10,000円
- (2) 個人会員 1,000円

(年会費)

第8条 本連盟の年会費は次のとおりとする。

- (1) 団体会員
 - ① 会員が51名以上 37,000円
 - ② 会員が41名以上50名まで 32,000円
 - ③ 会員が31名以上40名まで 27,000円
 - ④ 会員が21名以上30名まで 22,000円
 - ⑤ 20名まで 17,000円
 - ⑥ 高体連登山部1校 8,000円
- (2) 個人会員 3,000円
- (3) 賛助会員 10,000円

2 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出し常任理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号に該当するときは、常任理事会の議決を得て除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ又は目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟会員としての義務に違反したとき。

第4章 役 員

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (1名は高体連登山部長を以って充てる。)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

(役員の選任)

第13条 本連盟の役員の選出は次による。

会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、及び監事は総会で選出する。

2 監事は、事務局担当以外の地区から選出する。

(役員の任務)

第14条 会長は、本連盟を代表し会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事長は、業務を統括する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職を代理する。

5 常任理事は、この規約に定めるほか総会において議決された業務の企画運営を執行する。

6 事務局長は、本連盟の事務局を掌握する。

7 監事は、本連盟の経理を監査する。

(役員の任期)

第15条 本連盟の役員の任期は2年とし再任をさまたげない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の議決をもって会長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(2) 健康上の理由、その他常任理事会で特に必要と認めたとき。

(顧問)

第17条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(専門部)

第18条 本連盟に事業執行上、常任理事会の補助機関として専門部を置く。

2 専門部は、『登山部』・『競技部』・『普及部』とする。

3 登山部は、指導員会・自然保護・海外登山・遭難対策を所管する。

4 競技部は、クライミング大会の主宰・競技選手の育成・競技役員の育成を所管する。

5 普及部は、高校山岳部・ジュニア育成を所管する。

6 各部に部長、副部長を置き常任理事が分担する。

7 部長・副部長は、理事長が推薦し会長が委嘱する。

8 部員は部長が委嘱する。

(特別委員会)

第19条 本連盟に事業執行上、常任理事会の議決を経て特別委員会を置くことができる。

(事務局)

第20条 本連盟に事務局を置く。事務局は1997年以降、原則6年ごとに庄内、村山、置賜の順序で移動設置する。庄内地区は鶴岡・田川・酒田・飽海、村山地区は最上・村山、置賜地区

は置賜を指す。

- 2 事務局は、一般事務、広報、関係機関団体との調整等を所管する。
- 3 事務局員は会長が委嘱する。

第5章 会 議

(常任理事会の構成)

第21条 常任理事会は、本連盟の事業の企画運営機関とし、規約第12条第1項から第6項までの者で構成する。

(常任理事会の招集)

第22条 常任理事会は、会長が必要と認めた時に招集する。但し、常任理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し常任理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があったときから14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

- 2 常任理事会を招集するには、各常任理事に対し会議に付議すべき事項、日時、及び場所を示して通知しなければならない。
- 3 常任理事会の議長は会長とする。

(常任理事会の定足数)

第23条 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の常任理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。(委任状処理)

- 2 常任理事会の議決は、この規約の別段の定めのある場合を除くほか、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第24条 常任理事会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

(総会の構成)

第25条 総会は、本連盟の最高意思決定機関とし評議員をもって構成する。

(評議員)

第26条 本連盟に評議員を置く。

- 2 評議員の数は次による。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 規約第5条第1項の会員が20名未満のとき | 1名 |
| (2) 規約第5条第1項の会員が20名以上50名未満のとき | 2名 |
| (3) 規約第5条第1項の会員が50名以上のとき | 3名 |
| (4) 山形県高等学校体育連盟登山部は前各号に関係なく | 5名 |

(総会の招集)

第27条 通常総会は、毎年3月に会長が召集する。

- 2 臨時総会は、常任理事会が必要と認めるとき会長が召集する。
- 3 前項のほか評議員数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求さ

れたときは、会長はその請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
総会の招集は、その会議の付議すべき事項、日時、および場所を示して通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第29条 総会は、この規約の定めるほか次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改廃に関する事項。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (4) その他常任理事会で必要と認めたもの。

(総会の定足数)

第30条 総会は、評議員の現在数2分の1以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、当該事項につき書面を以ってあらかじめ意思を表した者、評議員が所属する山岳団体の他の者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 総会の議事は、この規約の別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員への通知)

第31条 総会の議事の要領及び議決した事項は、文書等をもって公開する。

(議事録)

第32条 総会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

第6章 (会 計)

(経費)

第33条 本連盟の経費は次のとおりとする。

- (1) 入会金、会費、寄付金、及びその他の収入。

(会計年度)

第34条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 (雑 則)

(書類及び帳簿の設置)

第35条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 議事録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
- (6) 会務日誌
- (7) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項 1 号から 4 号までの書類は永年、同 5 号の書類は 10 年以上、同 6 号、7 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

附 則

1. この規約は昭和 57 年 3 月 14 日より施行する。
2. 昭和 36 年 11 月 5 日施行の規約は廃止する。
3. この規約は、昭和 57 年 6 月 13 日より施行する。
4. この規約は、平成 元年 4 月 16 日より施行する。
5. この規約は、平成 3 年 4 月 14 日より施行する。
6. この規約は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
7. この規約は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
8. この規約は、平成 9 年 5 月 18 日より施行する。
9. この規約は、平成 10 年 4 月 19 日より施行する。
10. この規約は、平成 15 年 4 月 20 日より施行する。
11. この規約は、平成 18 年 4 月 16 日より施行する。
12. この規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
13. この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
14. この規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。